

## かごしまスポーツ応援団体認定制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、スポーツ振興の取組を積極的に応援する県内の団体を「かごしまスポーツ応援団体」として認定し、本県のスポーツを支える重要な資源として、その取組等を県民に周知することにより、団体がスポーツを応援する気運を醸成し、本県スポーツのさらなる振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、団体とは、県内に本社又は事業拠点がある企業、事業所、法人、団体等（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

### (認定要件)

第3条 知事は、次の要件を満たす団体を「かごしまスポーツ応援団体」として認定するものとする。

- (1) 次に掲げるいずれかの取組を行っていること。
  - ア スポーツ団体やスポーツイベントへの支援
  - イ スポーツ選手等の活動をサポートする取組
  - ウ 県民がスポーツ活動に参加しやすい環境づくり
- (2) 団体の概要、取組等を、県において公表することについて同意していること。
- (3) 法令に違反する重大な事実がないこと。

### (申請)

第4条 前条に規定する認定を受けようとする団体は、「かごしまスポーツ応援団体認定申請書」（別記第1号様式）に必要書類を添えて、知事に提出する。

### (認定)

第5条 知事は、前条の申請した団体（以下「申請団体」という。）が認定要件を満たすと認められる場合には、当該申請団体を「かごしまスポーツ応援団体」として認定し、「かごしまスポーツ応援団体認定証」（別記第2号様式）を交付するとともに、県のホームページ等で公表するものとする。

### (有効期限)

第6条 認定の有効期限は認定日から起算して3年が経過する日の属する年度の末日までとする。また、認定団体は、認定要件を満たさなくなったとき又は認定継続の意思を失ったときは、「かごしまスポーツ応援団体認定辞退届」（別記第3号様式）に交付された「かごしまスポーツ応援団体認定証」を添えて、速やかにその旨を知事に届けなければならない。

(呼称の使用)

第7条 認定団体は、「かごしまスポーツ応援団体」の呼称を使用することができる。

(変更の届出)

第8条 認定団体は、次に掲げる事項に変更があった場合は、「かごしまスポーツ応援団体認定事項変更届」(別記第4号様式)に変更事項を証明できる書類を添えて、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 所在地

(認定の取り消し)

第9条 知事は、認定団体が認定要件を満たさないことが明らかになったとき、その他認定団体として適当でなくなると認めるときは、当該団体の認定を取り消すことができるものとする。

(報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、認定団体に対し、スポーツを応援する取組内容に関し、報告を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年2月14日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。